

志賀原発1、2号機運転差止訴訟の早期結審を求める特別決議（案）

3月26日に開かれた第26回口頭弁論において、加島慈人裁判長は今後の訴訟の進行について、「裁判所としては、専門的な規制委員会の判断を待たざるをえない」との方針を示しました。「本件訴訟の争点は活断層問題に絞る」とし「規制委員会の判断を待つことはしない」としていた藤田前裁判長の方針を180度覆すものであり、法廷内は驚きと怒りに包まれました。

福島第一原発事故では、国や東電の責任だけでなく、行政に追随し、危険な原発を容認し、放置してきた司法の責任も厳しく問われました。今回の加島裁判長のあからさまな行政追随の方針表明からは、3.11後の原発訴訟を担う自覚も決意も感じられません。

加島裁判長ら3人の裁判官が昨年4月に着任して以降、訴訟の方針転換が迫られるような規制委員会での議論はあったでしょうか。一昨年の有識者会合の評価書が提出されて以降5回の審査会合が開催され、この1年では3回開催されていますが、基本的には2号機再稼働の判断に必要となる、評価対象の断層の絞り込みの作業が続きました。3月2日の審査会合では有識者会合で議論されたS-1、S-2・S-6断層に加え、2号機原子炉建屋の直下を走るS-4断層などを加えた5本が確定し、次回会合でさらに評価対象断層の追加が議論される予定となっています。北電が白旗を上げない限り、規制委員会の審査はさらに長期化することが予想されます。有識者会合の評価書で、すでに私たちの人権侵害の危険性は明らかとなっています。提訴からまもなく6年、さらにこの先いつまで待てというのでしょうか。

いま、私たちの迅速な裁判を受ける権利が、合理的な理由もなく著しく侵害されようとしています。司法の責任放棄は許せません。審理の引き延ばしに対して強く抗議し、早期結審を求め、今まで以上に法廷内外の取り組みを強化して行く決意を確認し合い、特別決議とします。

2018年5月26日

志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団総会

参加者一同